

2015年度 社会福祉法人聖隸福祉事業団

《拠点区分》 浜名湖エデンの園 施設有料

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

特例処理を採用している金利スワップ及び振当処理を採用している通貨スワップを除き、時価法によっています。

(3) 棚卸資産（貯蔵品、医薬品、診療・療養費等材料、給食用材料、商品）の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法によっています。（貸借対照表価額は時価の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産（リース資産除く） … 定額法によっています。

○無形固定資産（リース資産除く） … 定額法によっています。

○リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

(5) 引当金の計上基準

○賞与引当金

職員に支給する賞与に備えるため、2016年7月の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する額を計上しています。

○退職給付引当金

・一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会による退職共済制度
当会計年度末における掛金累計額を計上しています。

○徴収不能引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(6) ヘッジ会計の処理方法

○ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合については特例処理を、通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合については振当処理を採用しています。

○ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段：金利スワップ ヘッジ対象：借入金
- ・ヘッジ手段：通貨スワップ ヘッジ対象：外貨建借入金

○ヘッジ方針

当事業団の事業遂行に伴い発生するリスクの低減を目的とし、リスクに応じたヘッジ手段を適切かつ適時に実行する方針です。

○ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理については、有効性の評価の判定を省略しています。

(7) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっています。

(8) 税効果会計の適用

税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用しています。

2. 重要な会計方針の変更

(1) 当事業団は、従前、各事業及び拠点の経営状況を明確にするため、社会福祉法人会計基準（平成12年2月厚生省大臣官房障害保健福祉部、厚生省社会援護局、厚生省老人保健福祉局、厚生省児童家庭局）、就労支援の事業の会計処理の基準、病院会計準則（平成16年8月厚生労働省医政局）並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準をその事業内容に応じて適用していましたが、当会計年度より、社会福祉法人会計基準（平成23年7月厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局）に変更しました。

尚、移行した事に伴う過年度移行損益の内訳については、以下の通りです。

○会計基準移行に伴う過年度修正損

過年度固定資産処分損	7 円
計	7 円

7. 担保に供している資産

該当ありません。

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当ありません。

(2) 有形固定資産の減価償却方法について、従前、一部資産において、定率法を採用していましたが、社会福祉法人会計基準（平成23年7月厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局）への移行に伴い、処理方法統一を目的として、すべて定額法に変更しました。

これに伴い、従来の方法と比べて、当事業年度のサービス活動増減差額、サービス活動外増減差額、税引前当期活動増減差額はそれぞれ7,528円増加しております。

9. 重要な後発事象

該当ありません。

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当ありません。

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分で採用している退職給付制度は以下の通りです。

- (1) 法人退職金規則による退職金制度
- (2) 一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会による退職共済制度
- (3) 独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分の作成する財務諸表等は以下の通りです。

- (1) 財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）及び拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）の作成を省略しています。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当ありません。

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当ありません。